

日野市パートナーシップ制度検討委員会設置要綱

令和 3 年 9 月 29 日制定

(設置)

第 1 条 第 4 次日野市男女平等行動計画に基づくパートナーシップ制度（以下単に「パートナーシップ制度」という。）の導入について検討するに当たり、幅広い見地からの意見を反映させるため、日野市パートナーシップ制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) パートナーシップ制度の趣旨に関すること。
- (2) パートナーシップ関係の証明方式に関すること。
- (3) パートナーシップ制度の対象者の要件に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、パートナーシップ制度に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者につき市長が委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者又は有識者 3 人以内
- (2) 関係支援団体等に属する者 3 人以内
- (3) 関係支援団体等の推薦を受けた者 2 人以内
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、就任の日から第 2 条の規定による報告が完了する日までとする。

- 2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長及び書記)

第 5 条 委員会に、委員長、副委員長及び書記を置く。

- 2 委員長、副委員長及び書記は委員の中から、市長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。
- 5 書記は、会議の議事を記録する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会において会議の議長となる。

- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第8条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(会議録)

第9条 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

- 2 前項の会議録は、公開する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部平和と人権課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年9月29日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する所掌事項の完了をもってその効力を失う。